

八戸市農業委員会5月総会議事録

日時：令和元年5月14日（火）13時30分

場所：八戸市農業経営振興センター

出席委員

農業委員 18名中 18名

1番 三浦 豊 出	2番 籠田 悦子 出	3番 木村 武美 出	4番 馬場 豊 出
5番 ー	6番 内沢 豊 出	7番 谷地 秀典 出	8番 村上 正憲 出
9番 西野 茂雄 出	10番 明戸 政勝 出	11番 山内 光興 出	12番 加藤 浩幸 出
13番 松橋 剛志 出	14番 寺沢 和則 出	15番 赤坂 英夫 出	16番 阿達 福壽 出
17番 狛守 文宏 出	18番 長根 昭男 出	19番 中村 正記 出	

農地利用最適化推進委員 21名中 19名

1番 木村 弁一 出	2番 坂下 彌一 出	3番 河原木 一実 出	4番 田名部 浩 出
5番 ー	6番 清川 新一 出	7番 赤坂 力雄 欠	8番 田中 忠二 欠
9番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 齋藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 橋 由正 出	14番 荒川 喜一郎 出	15番 高橋 勝男 出	16番 高橋 政典 出
17番 金谷 由松 出	18番 坂 文雄 出	19番 松倉 賢六 出	20番 上明戸 桂 出
21番 森 庄次郎 出	22番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、 事務局次長（農政GL）村上 司、 農地GL 川名 雅之、
主幹 大里 知矢、 技師 深堀 成美、 主事 寺地 圭次

上村事務局長

それでは、御案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。

本日は、赤坂力雄推進委員、田中忠二推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

上村事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第 26 号、平成 31 年度（令和元年度）第 2 号八戸市農用地利用集積計画の決定につきまして、橘推進委員が当事者に、また、議案第 27 号、農用地利用配分計画案に係る意見につきましては、谷地農業委員が当事者となっている事案がございます。

農業委員につきましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案の説明の際、会長の案内により御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

また、推進委員につきましては、会長からの案内はいたしませんので、事務局の案内によりまして御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

最後に、本日の流れを説明いたします。

本日は、5月総会終了後、農業委員会親睦会総会を開催しますが、推進委員の皆様はここで終了となります。

農業委員の皆様は、その後、推進委員選任のための臨時総会を開催しますので、そのまま残っていただくことになります。

以上、よろしく願いいたします。

上村事務局長

会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。

次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声が続いてお願いいたします。

会長職務代理者

新しい時代に入りまして、農業者私たちも新しい農業の時代を作り上げていくために大きな声で憲章唱和を行いたいと思います。

【憲章唱和】

上村事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

皆様におかれましては、5月の大変忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。田植えの準備をされている方、また、田植えが始まった方もおられると思いますが、ここのところ、朝方の冷え込みが強かったり、降水量が少ないということで、天候が気になるところでありますが、まず、健康に気を付けながらがんばっていただきたいと思います。今日は、通常の議事のほか、親睦会総会、農業委員の皆様には、臨時総会と続きますが、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、よろしくお願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、11番 山内 光興 委員、13番 松橋 剛志 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

会長

次に、日程第 2、議案第 22 号、平成 30 年度事業報告についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

上村事務局長

それでは、事務局上村から平成 30 年度事業報告について説明いたします。

資料は、A 4 縦で右上に総会資料別冊と記載されたものとなります。

失礼ながら着座により、また、要約して説明させていただきます。

概要ですが、我が国の農業は、担い手の減少、高齢化、遊休農地の増加など大きな問題を抱え、早急な農政改革の推進による農業・農村の再構築が喫緊の課題となっております。とりわけ、認定農業者等の担い手の育成・確保、遊休農地の発生防止・解消や担い手への農地利用集積が求められております。

平成 30 年度は、事業計画に基づき、総会、荒廃農地の全体調査・意向調査、優良農地のあっせん事業の実施、農家座談会の開催、農業後継者顕彰などを行っております。

また、農業者等との意見交換会の開催や、三八地区及び青森県農業委員会大会を通じ、「農業の担い手確保と農地集積関連対策に関する事業」や「小規模農家の経営安定化に関する施策」等について、要望・提案を行うとともに、八戸市農業経営者協議会の活動支援、農業者年金の加入推進、経営移譲等の相談と、農業や農業者に関する情報提供に取り組んでおります。

2 ページをお開き願います。

I 会議等開催状況の、1 総会でございますが、毎月約 12 回開催しております。

(1) 議決事項における特異事例としましては、エの非農地判断は、例年 10ha 程でしたが、昨年は 183ha と大幅に増加しました。また、ケ、サの農業委員の辞任、亡くなられた推進委員の欠員募集などもございました。

(2) 協議事項における特異事例としましては、オ、カの委員・推進委員の戸別訪問による農家意向調査の実施方法や活動日誌の記入方法について検討して

いただきました。

3 ページを御覧願います。

2 全員協議会については、6月総会後に行っており、平成30年度八戸市農林関係課所管事業等の説明を市の農業関係各課から説明いただいております。

3 運営協議会については、次の4ページにわたりますが、総会案件に関する事前打合せが主なものです。

4 主な研修会・大会等につきましては、4の三八地区農業委員会大会及び研修会は八戸市で開催されております。

次ページ以降につきましては、5ページからの、Ⅱ 農政関係活動報告は、村上次長から、9ページからの、Ⅲ 農地関係活動報告につきましては、川名農地グループリーダーから説明いたします。

それでは、事務局村上から農政関係活動報告について御説明いたしますので、資料5ページを御覧願います。失礼ではございますが、座って説明させていただきます。

1 農政関係事業の(1)農家相談活動として、12月に11会場において農家座談会を開催し、出席者は延べ52人となっております。

(2)情報活動として、「はちのへのうぎようだより」を年6回発行しており、6ページになりますが、「八戸ののうぎよう」を6月に420部発行しております。

(3)農地台帳の整備につきましては、電算化により事務の効率化を図るとともに、農地の移動に伴う台帳補正事務を行っております。

(4)農地台帳記載証明書の交付状況は、本庁交付分が212件、南郷事務所交付分が67件で、合わせて279件の交付となっております。

(5)租税特別措置法に基づく証明書発行等ですが、アの農地の一括贈与関係では、①の税務署分が3名であり、イの相続税関係では23名の方に証明書を発行しております。

7ページに移りまして、(6)経理記帳の普及につきましては、農業経営の合理化に向けた活動として、経理及び税務の相談に迅速に対応するよう努めております。

村上 GL

(7) 農業後継者の顕彰は、金浜地区の岩崎さん御夫妻を決定しており、累計 64 人となっております。

(8) 家族経営協定の推進では、平成 30 年度は 2 家族が協定を締結しており、累計 37 家族となっております。

(9) 農業者等との意見交換会は、2 月 22 日、きざん八戸において開催し、合わせて 61 名が参加しております。

(10) 農業者年金事業ですが、アの農業者年金加入状況のうち、新年金の加入者数は 25 人で、旧年金の受給待期者数は 26 人となっております。

8 ページになりますが、イの農業者年金受給状況のうち、新年金は合計 68 人で、うち平成 30 年度受給開始者数は 1 人でした。旧年金は合計 279 人の受給となっております。

外郭団体活動でございますが、八戸市農業経営者協議会の会議の開催は、役員会、総会を表のとおり開催しております。また、全体事業として、八戸プラザホテルにおいて開催された農業者等との意見交換会へ参加しております。

農政関係活動報告の説明は、以上でございます。

続きまして、事務局川名から、Ⅲ 農地関係活動報告につきまして御説明いたします。失礼ながら着座により説明させていただきます。

9 ページを御覧願います。

表になっておりますとおり、農地の権利移動と転用などの処理状況につきまして、直近 2 か年の処理件数と面積をまとめております。

農地の権利移動でございますが、農地法第 3 条と基盤法第 18 条に基づく処理件数の合計は、平成 30 年は 272 件、面積で 1,538,974 m²、約 153.9ha となっております。

農地の転用でございますが、農地法第 4 条と第 5 条に基づく処理件数の合計は、平成 30 年は 255 件、面積で 122,205 m²、約 12.2ha となっております。

そのほかの処理件数等につきましては、表に記載のとおりとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

次の 10 ページを飛ばしまして、11 ページをお開き願います。

川名 GL

1 農地流動化と経営規模拡大施策につきましては、次の 12 ページにわたりますが、経営規模の拡大と農地の効率的利用を促進するために行っている事務・事業についてまとめております。

(1) 農業経営基盤強化促進事業につきましては、ア 利用権設定実績は、設定件数は 230 件、設定面積は 1,416,127 m²、約 141.6ha となっております。

12 ページをお開き願います。

(2) 農地移動適正化あっせん事業につきましては、農用地区域内における農地の売買について、平成 30 年は新規の申し出がありましたものの、買受希望はありませんでした。

次に、2 遊休農地解消普及活動につきまして、農業委員会では、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査と農地パトロールを実施しており、平成 30 年度は、委員の皆様のご協力のもと、14 回の農地パトロールを実施いたしました。

平成 30 年度における荒廃農地の調査結果を表として掲載しております。

A 分類は、再生利用が可能な荒廃農地、B 分類は、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地となっております。旧八戸地域と旧南郷地域の A 分類と B 分類を合わせました荒廃農地の面積は、3,853,006 m²、約 385.3ha となっております。そのうち、B 分類の荒廃農地につきましては、非農地として認定し、所有者に通知したところです。

13 ページを御覧願います。

3 農地相談活動、4 土地利用調整活動、5 転用許可後の転用事業の促進と農地改良の適正化指導につきましては、日頃行っております窓口での対応や、関係機関・部署との調整内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、農地関係活動報告につきましての説明を終わります。

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第 3

次に、日程第 3、議案第 23 号、平成 31 年度（令和元年度）事業計画（案）

会長

についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

上村事務局長

それでは、説明いたします。

資料は、総会資料別冊となっている平成 31 年度（令和元年度）事業計画（案）です。

基本方針ですが、一部要約して説明させていただきます。

昨今の我が国の農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化などの構造的な脆弱化に加え、消費者ニーズの多様化、グローバル化の進展など大きく変化しています。国は、「食料・農業・農村基本計画」を平成 27 年 3 月に策定し、「産業政策」と、「地域政策」を車の両輪として進めるとの観点に立ち、食料・農業・農村施策の改革を着実に推進することとしております。

農業委員会に関しましては、「改正農業委員会法」が施行され、昨年 10 月には全国 1,703 の全ての農業委員会の新体制への移行が完了し、これにより、委員数は旧体制の 35,000 人から新体制 41,000 人に増加し、「農地利用の最適化の推進」に取り組み、具体的な成果を期待されております。

当農業委員会では、農業の担い手の中心となる認定農業者や新規就農者などの意欲ある担い手の育成・確保と経営支援の強化、また、これらに対する農地の利用集積と有効利用の推進、遊休農地の発生防止・解消などの活動を積極的に展開し、「第 11 次八戸市農業計画」に沿った農業者への取組み支援、市農業委員会憲章の理念に基づき、環境に調和した持続性の高い活力ある農業と農村社会の実現に向けて活動します。

2 ページをお開き願います。

1 会議関係の、1 総会については毎月の年 12 回を予定しております。

2 運営協議会の開催は、必要に応じて随時協議してまいります。

3 全員協議会は7月総会時に併せて実施いたします。

4 会議・研修会・大会等の開催・参加については、記載のとおりとなっております。

3ページからの、Ⅱ 農政関係活動は、村上次長から、5ページからの、Ⅲ 農地関係活動につきましては、川名農地グループリーダーから説明いたします。

村上 GL

それでは、農政関係活動について御説明いたしますので、3ページを御覧願います。

農政関係の活動といたしまして、農業委員会の基本方針に基づき、地域農業の振興発展と農業経営基盤の確立のため、各種事業を積極的に推進してまいります。

1、委員会独自の地域性のある農業活動を展開するための建議要望、

2、諸制度の周知、相談、意見交換の場を設ける農家相談活動、

3、「のうぎょうだより」や「八戸ののうぎょう」による情報活動、

4、農地の権利移動等、利便性の向上を図る農地台帳の効率的な運用と整備、

5、農地の一括贈与や相続税納税猶予に係る租税特別措置法に係る事務、

6、農家の経理記帳の普及活動、

7、農業後継者の確保と育成を目的とした、農業後継者の顕彰、

4ページに移りますが、8、農業経営の安定を図るための制度資金の周知、

9、家族間で個人の役割分担、就業条件などについて、家族全員で取り決め経営改善に努める家族経営協定の推進、

10、地域農業者への支援活動などを検討する農業者等との意見交換会、

11、農業者の老後の安定のため、農業者年金制度の普及・相談活動、

12、八戸市農業経営者協議会の事務局として、経営の改善や相互研鑽により、先端的農業経営の推進を図ってまいります。

以上の12項目について、昨年に引き続き、推進してまいります。

農政関係活動の説明は以上でございます。

川名 GL

続きまして、事務局川名から、Ⅲ 農地関係活動につきまして御説明いたします。失礼ながら着座により説明させていただきます。

5 ページを御覧願います。

1 農地事務の適正処理でございますが、農地等の権利移転・設定及び農地転用許可申請の処理等、農地法等に基づく農地事務処理につきましては、他法令との調整を図りながら、慎重かつ適正な処理に努めてまいります。

2 遊休農地解消活動事業につきましては、委員の皆様の御協力をいただきまして、今年度も農地パトロールを実施し、荒廃農地の早期発見と適切な指導に努めてまいります。

3 農業経営基盤強化促進事業につきましては、育成すべき農業経営者への農地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業や嘱託登記事務を実施してまいります。

4 農地移動適正化あっせん事業につきましては、農用地区域内における農地の売買等のあっせん申し出がありました場合は、あっせん委員会を開催しまして、適格者にあっせんを行うとともに、制度の普及・啓発に努めてまいります。

そのほか、5 農地等利用関係紛争処理（和解の仲介）から、6 ページにわたります。10 農地中間管理事業までの活動につきましては、資料に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、農地関係活動につきましての説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4
会長

次に、日程第 4、議案第 24 号、農業委員会事務の実施状況等の公表について
を議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

川名 GL

それでは、事務局川名から、農業委員会事務の実施状況等の公表について御説
明いたします。

資料は、A 4 縦で右上に総会資料別冊と記載されたものとなります。

失礼ながら着座により、また、要約して説明させていただきます。

資料の表紙をめくり、1 ページをお開き願います。

はじめに、平成 31 年度（令和元年度）の目標及びその達成に向けた活動計画
でございます。

I 農業委員会の状況につきましては、本年、平成 31 年 3 月末現在の状況を
記載しており、1 農家・農地等の概要の上の表、農家数・農業者数等について
は、主に 2015 年、平成 27 年の農林業センサスに基づいて記載しております。
下の表に移りまして、耕地面積ほかの農地面積については、各種統計調査等の数
値を基に記載しております。次に、2 農業委員会の現在の体制につきましては、
新制度に基づく現体制の農業委員・農地利用最適化推進委員の状況を記載してお
ります。

2 ページをお開き願います。

II 担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、2 平成 31 年度（令
和元年度）の目標及び活動計画の目標集積面積は 1,077.2ha とし、うち新規は
76.0ha としております。目標の設定にあたりましては、「農地等の利用の最適化
の推進に関する指針」の目標値を目安とし、認定農業者等の 1 経営体当たり約
0.4ha の面積増加を目指すものとしております。

3 ページを御覧願います。

IV 遊休農地に関する措置でございますが、2 平成 31 年度（令和元年度）

の目標及び活動計画につきましては、解消の目標面積について、過去の実績を踏まえつつ、過大なものとならないよう30haとしております。

次に、Ⅴ 違反転用への適正な対応でございますが、この項目につきましては、事例がないものの、2 平成31年度（令和元年度）の活動計画といたしまして、違反転用の発生防止に向けて、農業委員会が発行しております広報誌「はちのへのうぎょうだより」で啓発を図るほか、随時、農地パトロールを実施することとしております。

ここまでが、平成31年度（令和元年度）の活動計画となります。

5ページをお開き願います。

ここからは、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございます。昨年度1年間の実績につきまして確認するものとなっております。

この5ページは、先程の平成31年度（令和元年度）の活動計画と記載内容が同じでございますので、次の6ページをお開き願います。

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、2 平成30年度の目標及び実績につきましては、集積目標面積1,046.1haに対しまして、実績は1,001.2haとなっております。

7ページを飛ばしまして、8ページをお開き願います。

Ⅳ 遊休農地に関する措置でございますが、1 現状及び課題の現状につきまして、平成30年3月、平成29年度末現在の遊休農地面積が315.5ha、管内の農地に占める割合が6.1%となっております。次に、2 平成30年度の目標及び実績につきましては、前年度に対しましての解消された面積、減少面積を記載しておりまして、目標は10haの解消、減少としておりましたが、実績では113.1haと大幅な解消、減少となっております。

9ページの、Ⅴ 違反転用への適正な対応、また、10ページ以降につきましては、農業委員会の基本的な活動内容を取りまとめて記載しているものとなりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、農業委員会事務の実施状況等の公表についての説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、議案第25号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

清川委員

清川から報告いたします。去る4月26日、加藤農業委員と市庁本館地下会議室Cにおきまして、資料1ページ番号15番と17番を調査してまいりましたので報告いたします。

3条15番

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

15番ですが、調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。受人と渡人の関係は知人とのことです。態様別は売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は2km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験は12年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男3人、女3人で、う

ち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男1人、女1人でございます。農機具保有状況は、トラクター、乾燥機を各2台、田植機、コンバインを各1台所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

下館委員
3条16番

下館から報告いたします。去る4月26日、明戸農業委員と市庁本館地下会議室Cにおきまして、資料1ページ番号16番を調査してまいりましたので報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、両者とも本人が出席しました。受人と渡人の関係は知人とのことです。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は受人の要望です。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。譲受人は65歳以上ですが、同居の息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は2km。耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験は23年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男3人、女2人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男1人、女1人でございます。農機具保有状況は、トラクター、田植機、軽トラック、播種機を各1台所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

清川委員
3条17番

再び、清川から報告いたします。

番号17番ですが、調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、兄妹です。態様別は贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は規模縮小です。申請地の貸付けはありません。申請地における作付計画は水稻です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は10kmで、耕作道あり、受人の耕作地

なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 50 年で、地域農業への影響はなし。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、農業専従者も男 1 人、女 1 人でございます。農機具保有状況は、トラクター 4 台、耕耘機 3 台、コンバイン、乾燥機、畝立機を各 1 台保有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

高橋（勝）委員
3 条 18 番

高橋から報告いたします。去る 4 月 26 日、明戸農業委員と市庁本館地下会議室 C におきまして、資料 2 ページ番号 18 番を調査してまいりましたので報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。受人と渡人の関係は知人とのことです。態様別は売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は規模縮小です。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。譲受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は 5 km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験は 15 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、兼業者は男 1 人、女 1 人でございます。農機具保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを各 1 台所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

（なしの声あり）

会長	御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御異議なしと認めます。 よって本案は承認することに決しました。
日程第6 会長	次に、日程第6、議案第26号、平成31年度(令和元年度)第2号八戸市農 用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 それでは、事務局から説明願います。
大里主幹	事務局の大里から、議案第26号、平成31年度(令和元年度)第2号八戸市 農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。 資料3ページをお開き願います。 今回の利用権設定件数は賃貸借9件、使用貸借2件の計11件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手9名、貸し手11名で、利用権設定面積は42,145㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。
利用集積1番	番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間10,000円でございます。
利用集積2番	番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間12,000円でございます。
利用集積3番	番号3番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては10a当り年間8,000円でございます。
利用集積4番	番号4番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては10a当り年間5,000円でございます。

利用集積 5 番 番号 5 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。

次ページをお開き願います。

利用集積 6 番 番号 6 番、利用権の種類及び内容は、長イモ・ゴボウを作付けするために、10 年間貸借するもので、賃借料につきましては 10 a 当り年間 6,500 円でございます。

利用集積 7 番 番号 7 番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、10 年間貸借するもので、賃借料につきましては 10 a 当り年間 6,500 円でございます。

利用集積 8 番 番号 8 番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、10 年間貸借するもので、賃借料につきましては 10 a 当り年間 6,500 円でございます。

利用集積 9 番 番号 9 番、利用権の種類及び内容は、人参を作付けするために、3 年間使用貸借するものでございます。

利用集積 10 番、
11 番 番号 10 番から資料 5 ページ番号 11 番までは、あおり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。番号 10 番から番号 11 番について、利用権の種類及び内容は、10 年間貸借するもので、賃借料につきましては、資料に記載のとおりでございます。

公告年月日は、令和元年 5 月 20 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長 ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長	御異議なしと認めます。 よって本案は承認することに決しました。
日程第7 会長	次に、日程第7、議案第27号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたしますが、本議案の中には、谷地委員が当事者となっている事案がございます。 これは、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、その間、谷地委員は退室願います。 (谷地委員退室)
会長	それでは、まず、谷地委員が当事者となっている事案について、事務局から説明願います。
大里主幹	事務局の大里から、議案第27号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを御説明いたします。 資料7ページをお開き願います。 今回の利用権設定件数は賃貸借2件となっております。借り手の人数につきましては2名で、利用権設定面積は10,628㎡でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている「公益社団法人あおもり農林業支援センター」ですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。なお、今回の事案は、先程の議案の農用地利用集積計画番号10番から番号11番に関連する事案となります。 それでは、まず谷地委員が関係する事案の説明をいたします。
配分計画1番	番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間賃貸

借するもので、賃借料につきましては、総額年間 58,000 円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

については、番号 1 番の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

谷地委員の入室をお願いいたします。

(谷地委員入室)

会長

それでは、事務局から残りの事案について説明願います。

大里主幹

引き続き、事務局の大里から説明いたします。

配分計画 2 番

番号 2 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間賃借するもので、賃借料につきましては、総額年間 13,500 円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

については、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えな

いものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第8

次に、日程第8、議案第28号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

明戸委員

明戸から報告します。去る4月26日、加藤委員と本館地下会議室Cにおいて、番号8番、11番を調査してまいりましたので報告します。

資料9ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条8番

番号8番ですが、調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は他人です。態様別は売買です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和元年6月1日から令和元年8月1日。資金調達計画は自己資金

と借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、土地改良区区域外、埋蔵文化財は酒美平遺跡内ですが届出済みです。被害防除措置として、申請地周囲にネットフェンスを設置します。立地条件は、八戸聖ウルスラ学院高等学校から北東側約 520mに位置し、宅地・雑種地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 2 種農地。許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は水はけが悪く、周囲の農地と比較して生産性が低い農地であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

加藤委員

加藤から報告します。去る 4 月 26 日、明戸委員と本館地下会議室 C において、番号 9 番、10 番を調査してまいりましたので報告します。

資料 9 ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5 条 9 番、10 番

9 番と 10 番ですが受人及び転用目的が同一で、隣接している両案件の申請地を一体利用するものですので、一括して報告します。調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は他人です。態様別は売買です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和元年 6 月 10 日から令和元年 6 月 20 日。資金調達計画は自己資金と借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、市川土地改良区から適当であるとの意見書が提出されています。被害防除措置として、申請地周囲に木杭とバラ線を設置します。立地条件は、八戸市立多賀小学校から北側約 550mに位置し、田・河川に囲まれ、河川用地を通り、市道に接続しています。農地区分は第 3 種農地です。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

明戸委員

再び、明戸から報告します。

資料 10 ページをお開き願います。

5条 11番

番号 11 番ですが、調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は親戚です。態様別は売買です。転用目的は、杉の植林です。実施計画は、令和元年 6 月 1 日から令和元年 8 月 31 日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、土地改良区区域外、埋蔵文化財区域外です。立地条件は、旧八戸市立中野小学校から南西側約 1.8km に位置し、山林・原野・畑に囲まれています。道路はありませんが、市道に接続する山林の通行承諾書があります。農地区分は第 2 種農地。許可相当と判断した理由は、申請地は山林に囲まれ、日当たりが悪いため、周囲の農地と比較して生産性が低い農地であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

なお、3,000 m²以上の農地転用の案件は農地法第 5 条第 3 項の規定に基づき、総会終了後、青森県農業委員会ネットワーク機構である農業会議へ意見聴取を行うこととなります。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第9
会長 次に、日程第9、報告第20号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

寺地主事 事務局寺地から御報告いたします。この案件は、相続等届出の4月分です。総会資料の11ページをお開き願います。

権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。今回の届出は、資料11ページ番号34番から資料12ページ番号37番までの計4件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。なお、農業委員会によるあつせんの希望はございません。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。

日程第10、
日程第11
会長 次に、日程第10、報告第21号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第11、報告第22号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

寺地主事 事務局寺地から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の4月分でございます。

まず4条から御報告申し上げます。資料の13ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条 10番

番号 10番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

4条 11番

番号 11番、転用目的は駐車場でございます。

4条 12番

番号 12番、転用目的は共同住宅 1 棟建築でございます。

続いて、5条につきまして御報告申し上げます。15 ページをお開き願います。

譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条 49番

番号 49番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

5条 50番

番号 50番、転用目的は駐車場でございます。

5条 51番

番号 51番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条 52番

番号 52番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

5条 53番、54番

番号 53番、番号 54番、転用目的は宅地分譲でございます。

次ページをお開き願います。

5条 55番

番号 55番、転用目的は共同住宅 1 棟建築でございます。

5条 56番、57番

番号 56番、番号 57番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条 58番～60番

番号 58番、番号 59番、番号 60番、転用目的は駐車場でございます。

次ページをお開き願います。

5条 61番～63番

番号 61番、番号 62番、番号 63番、転用目的は駐車場でございます。

次ページをお開き願います。

5条 64番

番号 64番、転用目的は駐車場でございます。

5条 65番

番号 65番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条 66番

番号 66番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条 67番、68番

番号 67番、番号 68番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

5条 69番

番号 69番、転用目的は建売住宅 5 棟建築でございます。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 12

次に、日程第 12、報告第 23 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につ

会長

いてを議題といたします。

事務局から報告願います。

寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。資料の 23 ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでござ

18 条 6 番

います。
番号 6 番につきましては、農業経営基盤強化促進法の合意解約で、補償等は無し

となっております。

通知年月日は、令和元年 5 月 17 日を予定しております。
以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 13

次に、日程第 13、報告第 24 号、農地改良届出についてを議題といたします。

会長	事務局から報告願います。
寺地主事	事務局寺地から御報告いたします。資料の 25 ページをお開き願います。 届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。なお、この案件は、隣接する土地でございますが、届出人が異なるので、順番に報告させていただきます。
改良届出 1 番	番号 1 番、着工年月日は不詳で、使用した土の採取場所も不明とのことです。届出年月日、受理年月日は平成 31 年 4 月 4 日、報告年月日は平成 31 年 4 月 8 日でございます。
改良届出 2 番	番号 2 番、着工年月日は不詳で、使用した土の採取場所も不明とのことです。届出年月日、受理年月日は平成 31 年 4 月 4 日、報告年月日は平成 31 年 4 月 8 日でございます。
改良届出 3 番	番号 3 番、着工年月日は不詳で、使用した土の採取場所も不明とのことです。届出年月日、受理年月日は平成 31 年 4 月 4 日、報告年月日は平成 31 年 4 月 8 日でございます。
改良届出 4 番	番号 4 番、着工年月日は不詳で、使用した土の採取場所も不明とのことです。届出年月日、受理年月日は平成 31 年 4 月 4 日、報告年月日は平成 31 年 4 月 8 日でございます。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 14 会長	次に、日程第 14、報告第 25 号、農地転用の制限の例外該当届出についてを議題といたします。

事務局から報告願います。

寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。資料の 27 ページを御覧ください。

この案件は、農地転用の制限の例外該当届出の 4 月分でございます。

まず農地転用の制限の例外該当届でございますが、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条に規定されているものでございます。具体的には農地の保全のための用排水路や、農業用倉庫等の農業上の施設用地として、200 m²未満を転用する場合、届出をすれば転用許可が不要となるものでございます。

申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

例外該当届出 1 番

番号 1 番、転用目的は、農業用倉庫 1 棟建築でございます。

申請内容、書類ともに適正であり、届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後 2 時 30 分)